

住宅ガイド

令和
7年度
(2025)



I 公的住宅に関する案内
P6

II 高齢者・障害者・ひとり親世帯への相談・支援
P14

III サービス付き高齢者向け住宅・住宅セーフティネット制度
P16

IV 家賃等の助成制度
P17

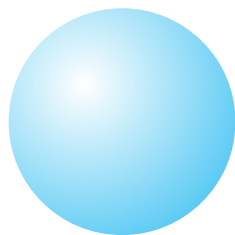
V マンションに関する相談・支援・施策
P19

VI 住宅の建設・改修・購入、不動産取引に関する相談・支援
P22

VII その他住宅に関する相談・支援
P26

VIII 住宅に関する届出等
P28

IX 関係機関一覧
P28



目次

I 公的住宅に関する案内 —住宅の使用料が安い公営住宅や子育て世帯向け住宅 中堅所得者向け公共住宅に住みたい—

	サービス名	内 容	QR	ページ
1	区営住宅（公営住宅）	所得が一定基準以下で、住宅に困っている区内在住者に対して賃貸住宅を供給します。		P 6～P 7
		住宅一覧…区内に 52 団地、1,058 戸を管理しています。		P 8
2	都営住宅（公営住宅）	所得が一定基準以下で、住宅に困っている都民に対して、東京都が賃貸住宅を供給します。		P 9
3	単身者（原則 60 歳以上）の方の公共住宅の応募資格確認図	単身者（60 歳以上）の方が公営住宅に申込み場合の応募資格確認フロー図です。	—	P 10
4	子育て住宅（子育て世帯で中堅所得者向けの住宅）	20 歳未満の子を扶養している世帯で、所得が一定基準内の国内居住者に対して賃貸住宅を供給します。		P 11
		住宅一覧…区内に 33 団地、377 戸を管理しています。		P 12
5	都民住宅（中堅所得者向け住宅）	中堅所得者（一定の所得基準内）の方を対象に東京都が供給している賃貸住宅です。 *新宿区外のみ		P 13
6	公社住宅（中堅所得者向け住宅）	中堅所得者向けの賃貸住宅です。		P 13
7	UR 賃貸住宅（中堅所得者向け住宅）	中堅所得者向けの賃貸住宅です。高齢者向けの優良賃貸住宅等もあります。		P 13

II 高齢者・障害者・ひとり親世帯への相談・支援 —高齢者や障害者、ひとり親世帯等に向けた相談や助成を利用したい—

	サービス名	内 容	QR	ページ
1	住み替え居住継続支援	居住する区内の民間賃貸住宅の取り壊し等に伴う立退きにより転居を余儀なくされている高齢者・障害者・ひとり親世帯に、転居に要する費用の一部を助成し、区内での住み替え居住を支援します。		P 14
2	家賃等債務保証料助成	区内の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、新たに保証委託契約をする入居時等の保証料及びその継続時の保証料の一部を助成します。また、区と協定を結んでいる保証会社をあっ旋します。		P 14～P 15

3	家賃債務保証制度 (高齢者住宅財団)	高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、外国人世帯、解雇等による住居退去者世帯、登録住宅入居者世帯の方が賃貸住宅に入居する際の家賃債務等を保証し、賃貸住宅への入居を支援します。		P 1 5
4	入居者死亡時の残存家財整理費用等の保険料助成	賃貸人が単身高齢者の入居受け入れの際に抱える入居者死亡への不安を取り除くため、賃貸人・入居者等を対象として、単身高齢者の死亡に伴い発生する残存家財整理費用等をカバーする保険の保険料の一部を助成します。		P 1 5
5	住宅相談 (住み替え相談・不動産取引相談)	区内の不動産業団体から派遣された住宅相談員（宅地建物取引士）が相談をお受けします。相談は予約制（電話または窓口で予約を受け付けます）ですが、予約状況によっては、当日受付でご利用いただける場合があります。		P 1 5
6	あんしん居住制度 (東京都防災・建築まちづくりセンター)	都内にお住まいの高齢者等とその家族、大家さんなど、みなさまの不安を解消するため、3つのサービスを提供しています。 ①見守りサービス ②葬儀の実施 ③残存家財の片づけ		P 1 6

Ⅲ サービス付き高齢者向け住宅・住宅セーフティネット制度 —住まい探しにお困りの高齢者等が入居しやすい住宅を知りたい—

	サービス名	内 容	QR	ページ
1	サービス付き 高齢者向け住宅	高齢者単身世帯・夫婦世帯等が安心して居住できる賃貸等の住まいを登録、紹介しています。		P 1 6
2	住宅確保要配慮者向け 賃貸住宅の登録制度	住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等）の入居を拒まない住宅として登録、紹介しています。		P 1 6

Ⅳ 家賃等の助成制度 —住宅に関する助成を受けたい—

	サービス名	内 容	QR	ページ
1	民間賃貸住宅家賃助成	区内の民間賃貸住宅に居住する子育てファミリー世帯の家賃負担を軽減します。		P 1 7
2	多世代近居同居助成	一定の要件を満たす子世帯とその親世帯が、区内で新たに近居または同居しようとするときに、転居に要する費用の一部を助成します。		P 1 7～P 1 8
3	次世代育成転居助成	義務教育修了前の児童を扶養している世帯が、区内で民間賃貸住宅を住み替える際の費用の一部を助成します。		P 1 8～P 1 9
4	災害時居住支援	災害により住宅に居住できなくなった世帯が一時的な居住先を確保した場合に、60日間を限度に費用の一部を助成します。		P 1 9

V マンションに関する相談・支援・施策 —マンションに関する支援策を知りたい—

	サービス名	内 容	QR	ページ
1	マンション管理相談	区内にある分譲マンションの管理組合役員、区分所有者、賃貸マンションの所有者等を対象に、マンションの維持管理や管理組合の運営などについて専門の相談員が相談に応じます。相談は予約制です。事前に予約してください。		P 1 9
2	マンション管理相談員派遣	区内にある分譲マンションの管理組合、賃貸マンションの所有者などを対象に、総会・理事会・専門委員会など区分所有者の方が集まる場へ、無料で相談員を派遣します。派遣は予約制です。事前に予約してください。		P 2 0
3	東京都分譲マンション総合相談窓口	都内の分譲マンションの管理や建替え、改修に関する相談、助成制度の紹介、管理状況届出制度についてマンション管理士がお応えします。		P 2 0
4	(公財) マンション管理センター	分譲マンションの管理に関する相談にお応えします。		P 2 0
5	分譲マンション無料なんでも相談(東京都マンション管理士会新宿支部)	マンション管理士が、分譲マンションのことについて、なんでもお応えします。	—	P 2 0
6	マンション管理計画認定制度及び関連事業	マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、適切な計画を有するマンションとして、区から認定を受ける制度です。また、認定の取得を支援・促進するために関連事業を実施しています。		P 2 0
7	長期修繕計画作成費等補助	長期修繕計画の作成または見直しを専門家等に委託する費用を補助します。		P 2 1
8	マンション改良工事助成(東京都)	分譲マンションの建物共用部分の外壁塗装や屋上防水、バリアフリー化など、(独)住宅金融支援機構と連携した助成(利子補給)を実施します。		P 2 1
9	マンション共用部分リフォーム融資(住宅金融支援機構)	管理組合が実施する共用部分のリフォーム工事や耐震改修工事などの工事費用が対象となる融資です。また、専門家による調査設計の実施、耐震診断の実施、長期修繕計画の作成等に要する費用のみの場合も対象となります。		P 2 2
10	子育て支援型共同住宅推進事業(国土交通省)	共同住宅を対象にベランダから子どもが転落する事故の防止や防犯対策など子どもの安全にかかわる対策費用を補助する制度があります。		P 2 2

マンションに関する施策については、「新宿区のマンション施策一覧」も併せてご覧ください。



VI 住宅の建設・改修・購入、不動産取引に関する相談・支援 —住宅の建築やリフォーム時に利用できる制度を知りたい—

	サービス名	内 容	QR	ページ
1	住宅資金融資相談	住宅の建設、購入や増改築時に住宅ローン等の利用を考えている方にローンの仕組みを説明し、利用に際しての助言をします。 *金融機関の窓口や金融商品の紹介、あっせんは行いません。		P 2 2
2	無料不動産相談所 (東京都宅地建物取引業協会第七ブロック)	売買や賃貸等の不動産取引に関する相談を受け、助言します。	—	P 2 3
3	東京都不動産相談 (東京都)	① 賃貸住宅に関する相談、不動産取引の事前相談をお受けします。 ② 不動産取引(売買・賃貸)のうち、宅地建物取引業法の規制対象となる内容について相談をお受けします。 ③ 不動産取引紛争等の民事上の無料法律相談(弁護士相談・司法書士相談)をお受けします。		P 2 3
4	フラット35 (住宅金融支援機構)	民間金融機関と住宅金融支援機構が連携して提供する全期間固定金利の住宅ローンです。		P 2 3
5	住宅修繕工事等業者の あっ旋	住宅の増改築や修繕を行う方に区内の建設業団体(新宿区住宅リフォーム協議会)を通じて、工務店や大工さんをあっ旋します。		P 2 4
6	リフォーム無料相談 (新宿区住宅リフォーム協議会)	区内に所有する住宅の増改築・修繕・リフォーム・住まいの困りごとに関する相談に応じます。		P 2 4
7	高齢者向住宅改修費助成 (介護保険住宅改修、 自立支援住宅改修、 住宅設備改修)	手すりの取付け、段差や傾斜の解消、和式トイレから洋式トイレへの取替え等の改修費用を助成します。		P 2 4
8	建築物等耐震化支援事業 (木造住宅、非木造建築物、 ブロック塀等)	地震災害による被害を最小限に留めるため、建築物等の耐震化を支援する制度です。		P 2 4 ~ P 2 5
9	アスベスト対策費助成等	アスベストによる健康被害を予防するために、アスベスト対策費用の助成等を行います。		P 2 5

Ⅶ その他住宅に関する相談・支援

—災害時に備えるための制度など、その他にも実施している制度を知りたい—

	サービス名	内 容	QR	ページ
1	住宅用火災警報器の あっせん	平成 22 年 4 月から既存住宅への設置が義務付けられた住宅用火災警報器の購入・取付けを、区と協定を結んだ業者が提供します。		P 2 6
2	住宅用家具転倒防止器具 の取付け事業	区が委託する業者がご自宅に伺って設置場所に適した家具転倒防止器具について調査のうえ、取付けを行います。事前調査費、取付け費を区が負担します。		P 2 6
3	その他新宿区の相談事業	区では不動産登記無料相談、建築計画紛争相談、法律相談・交通事故相談、建築相談会、空家等相談会を行っています。	—	P 2 7
4	その他新宿区の助成事業	区では接道部緑化の助成、屋上等緑化の助成、私道の舗装・排水設備工事助成、擁壁及びがけ安全化対策工事費助成等、エレベーター防災対策改修工事費助成を行っています。	—	P 2 7

Ⅷ 住宅に関する届出等

—住宅に関して必要な届出を知りたい—

建築物を建てるときや増改築をするときなど、所定の要件に該当する場合は次の届出等が区に必要です。 確認申請、中間検査申請、建築確認を受けた工事完了、定期報告、住宅用家屋証明、住居表示の届出、省エネ計画、地下室等の浸水対策、ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例	P 2 8
--	-------

Ⅸ 関係機関一覧

I

公的住宅に関する案内

公的住宅は、所得が一定の基準以下の方を対象とした公営住宅（区営住宅・都営住宅）と、公営住宅の所得上限基準以上で、かつ一定の基準以下の方を対象とした子育て住宅・都民住宅や、所得が定められた基準を超える方を対象とした UR 賃貸住宅・公社住宅とに大別されます。

(1) 区営住宅

区内に居住していて、住宅に困っている方を対象とした賃貸住宅です。

（区営住宅一覧は8ページをご覧ください）

(1) 共通使用資格

- ・区内に居住していること（外国人の方は永住・定住等の在留資格があること。技能等の在留資格・就労ビザは不可）
- ・世帯が、独立して日常生活を営めること
- ・申込者及び同居し、または同居しようとする親族（事実婚・婚約者・里親ファミリー・パートナーを含みます）が、住民税を滞納していないこと
- ・現に住宅に困っていること（原則として、住宅または土地を所有している方や公的な住宅の入居者ではないこと）
- ・申込者及び同居し、または同居しようとする親族が暴力団員でないこと
- ・下記の所得基準表の基準内であること

家族数	年間所得金額（円）	
	一般世帯（右欄以外）	障害者等の世帯
単身者	0～1,896,000	0～2,568,000
2人	0～2,276,000	0～2,948,000
3人	0～2,656,000	0～3,328,000
4人	0～3,036,000	0～3,708,000
5人	0～3,416,000	0～4,088,000
6人	0～3,796,000	0～4,468,000

☆障害者等の世帯とは、

- ・障害者等の認定を受けている方（一定の範囲あり）を含む世帯
- ・申込者が60歳以上（同居者は60歳以上または18歳未満）の世帯
- ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を含む世帯等をいいます。

※7人以上いる場合は1人につき38万円を加算してください。

※所得基準表の「単身者」とは、7ページの(2)「申込区分と使用資格」中【**単身者向**】または【**シングルバーピア**】の単身者向に該当する方です（DV被害者の年間所得金額は、1,896,000円以下となります）。

※家族数は、申込者本人を含みます。里親ファミリー、東京都パートナーシップ宣誓制度の証明を受けたパートナーシップ関係にある方も入居できます。

※年間所得金額とは、所得税法上の所得金額をいい、給与所得控除後または必要経費控除後の前年中の所得金額から特別控除（所得税法上の老人扶養、特定扶養や、障害者、寡婦、ひとり親に該当する場合、一定の金額を控除します。）の金額を差し引いた後の金額です。

※家族に所得（パート・アルバイト含む）のある方が2人以上いる場合、合算した金額で確認してください。

(2) 申込区分と使用資格

①【家族向】

一般世帯向	同居親族または同居しようとする親族がいること (事実婚・婚約者・里親ファミリー・パートナーを含みます)
ひとり親世帯向	20 歳未満の児童のみを扶養しているひとり親の方
高齢者世帯向	申込者が 60 歳以上の方。同居する親族が、次のいずれかに該当すること (1) 配偶者(事実婚・婚約者含む)・里親ファミリー・パートナーも入居できます。 (2) 57 歳以上の方 (3) 18 歳未満の児童 (4) 障害を有する方
障害者世帯向	手帳等(身体障害者手帳 1～4 級・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳・被爆認定者)で障害を認定されていることが確認できる方を含む世帯であること

②【単身者向】

単身者向	60 歳以上の方・障害等の認定を受けている方・生活保護を受けている方・DV 被害を受けている方(DV 被害を 5 年以内に受け、証明確認できる方)等
高齢者単身者向	60 歳以上の方
障害者単身者向	手帳等(身体障害者手帳 1～4 級・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳・被爆認定者)で障害を認定されていることが確認できる方

③【シルバーピア】

高齢者の方が、自立して安全な日常生活が送れるよう配慮した高齢者集合住宅で、日常生活相談等を受けるワーデン(生活協力員)等が配置されています。

世帯向	申込者が、65 歳以上で 2 人世帯(同居者は 65 歳以上、配偶者は 57 歳以上)で、区内に引き続き 2 年以上居住している方。里親ファミリー・パートナーも入居できます。
単身者向	65 歳以上で区内に引き続き 2 年以上居住している方

(3) 使用料

世帯の所得と住宅のある地域及び住宅の広さ等に応じて算定されますが、入居時の使用料の目安は、家族向 1 万円から 9 万円程度、単身者向 7 千円から 6 万円程度です。

(4) 入居者募集方法

「広報新宿」に掲載します。募集期間中に配布する「募集案内」をご覧ください。

(5) 年間募集予定(詳細は未定)

募集時期	募集の種類
5 月中旬	一般世帯向・ひとり親世帯向・高齢者世帯向・障害者世帯向・単身者向
11 月中旬	高齢者単身者向・障害者単身者向・シルバーピア世帯向・シルバーピア単身者向

※空き室状況により、募集しない種類があります。

★問い合わせ先 新宿区都市計画部 住宅課区立住宅管理係 ☎5273-3787 FAX 3204-2386



区営住宅

区営住宅一覧

令和 7 年 4 月 1 日現在

名称	所在地	管理戸数	住戸種別
南元町アパート	南元町 4	16	一般
戸山一丁目アパート	戸山 1-6-15	20	一般
西新宿コーポラス	西新宿 8-2-37	25	一般・高世・障世・ひとり親
百人町コーポラス	百人町 1-17-17	14	一般・単身・高世・障世・ひとり親
高田馬場コーポラス	高田馬場 3-42-1	113	一般・単身・障世・ひとり親・シ単・シ世
早稲田南町コーポラス	早稲田南町 21	19	一般・シ単
中落合コーポラス	中落合 4-3-11	10	一般・ひとり親
住吉町コーポラス	住吉町 15-3	44	一般・シ単
カーサ・ステラ	西早稲田 3-4-8	3	高単・ひとり親
ドゥ・マイ・ベスト	中井 1-10-4	3	ひとり親
オーノハイツ	下落合 4-23-12	14	シ単
パティオの家	下落合 4-13-15	11	高単
田中マンション	大久保 2-20-9	1	高単
コーポ小島	大久保 2-24-17	6	高単・高世
ライベスト西早稲田	西早稲田 3-16-27	22	障単・シ単・シ世
ファミリー西落合	西落合 3-14-6	7	高単・ひとり親
マンションKOYO 3	上落合 1-25-5	7	高単・ひとり親
コーポ鳥澤	大久保 2-25-24	2	高世
ミモザマンション	下落合 2-8-5	4	高単
重田マンション	西落合 1-21-22	4	高単・高世
リリエンハイム新宿	富久町 38-17	9	高単
六和第 2 コーポ	百人町 1-6-23	4	高単
ラインハウス	余丁町 6-29	6	障単・ひとり親
余丁町 NS ビル	余丁町 13-4	28	障単・ひとり親・シ単・シ世
シティーライフ頓宮	高田馬場 4-37-8	10	高単・高世・ひとり親
金子ビル	新宿 5-13-6	9	高単
ドミシール市ヶ谷	細工町 1-19	6	高単・高世
ファミリーユ柏木	北新宿 3-27-6	10	シ単・シ世
シンエーマンション	西新宿 5-18-18	8	高単
沖本マンション	新小川町 3-15	5	障単
六和第 3 コーポ	百人町 1-6-25	4	障単
SOPHIA(ソフィア)	西落合 1-21-8	14	高単・高世・ひとり親
ルーフ牛込	細工町 1-4	15	一般・シ単・シ世
かぶらや	高田馬場 1-19-4	7	障単
ベネッセレ目白	下落合 4-20-18	10	シ単・シ世
早稲田ヒルズ	弁天町 168	15	シ単・ひとり親
蜀江坂ハウス	北新宿 2-4-25	26	障単・ひとり親・シ単

名称	所在地	管理戸数	住戸種別
不二ビル	内藤町 1	8	高単・高世
パローネ新宿	大久保 2-15-23	7	高単・障単
モデラート	市谷台町 1-3	15	障単・シ単・シ世
臼井マンション	新小川町 2-2	15	高単・障単・ひとり親
南榎町ハイツ	南榎町 38	28	高単・障単・ひとり親・シ単・シ世
ボン・ルイズ四谷	四谷三栄町 15-11	9	高単・障単
コーポ錦	住吉町 11-24	19	一般・障単・障世・ひとり親・シ単・シ世
大久保三丁目アパート	大久保 3-11-1	207	一般
西新宿四丁目アパート	西新宿 4-34-11	40	一般
河田町第 2 アパート	河田町 3-24	24	一般
フローラ上落合	上落合 3-14-7	14	一般・高単・高世・障世・ひとり親
河田町アパート	河田町 3-3	30	一般
リュー・ド・ラ・ポンプ 若松町	若松町 17-16	14	高単・高世・障単・障世・ひとり親
ディアコート砂土原	市谷砂土原町 2-7	24	高単・高世・障単・障世・ひとり親
弁天町コーポラス	弁天町 32	73	一般
区営住宅合計 52団地 1,058戸			

※この住宅一覧は、入居者を募集している一覧ではありません。
 ※空室状況の問い合わせには応じられませんのでご了承ください。
 ※戸数・種類は変更される場合があります。
 ※住戸の種別、間取りについて

種別	間取り
一般…家族向 単身…単身者向 高単…高齢者単身者向 高世…高齢者世帯向 障単…障害者単身者向 障世…障害者世帯向 ひとり親…ひとり親世帯向 シ単…シルバーピア単身向 シ世…シルバーピア世帯向	単身向…1K ~ 2DK 世帯向…2K ~ 2DK 家族向…2DK ~ 3DK 詳しい間取りは、空家募集のご案内で、平面図を掲載しています。

(2) 都営住宅

都内に居住していて、住宅に困っている方を対象とした東京都が供給する賃貸住宅です。

(1) 主な申込資格

- ・都内に居住していること（家族向（ポイント方式）、単身者向、単身者用車いす住宅、シルバーピアは都内に引き続き3年以上居住していること）
- ・同居親族がいること（パートナーシップ関係にある方も可、単身者向は同居親族がいないこと）
- ・世帯の所得が一定の基準内であること
- ・現に住宅に困っていること
- ・申込者（同居親族を含む）が暴力団員でないこと

詳しくは、「募集案内」をご覧ください。

(2) 年間募集予定（詳細は未定）

【定期募集】

募集時期	募集の種類
5月上旬	家族向・単身者向・若年夫婦・子育て世帯向 (定期使用住宅) (抽せん方式)
8月上旬	家族向 (ポイント方式)
	単身者向・単身者用車いす住宅・シルバーピア (抽せん方式)
11月上旬	家族向・単身者向・若年夫婦・子育て世帯向 (定期使用住宅) (抽せん方式)
2月上旬	家族向 (ポイント方式)
	単身者向・単身者用車いす住宅・シルバーピア (抽せん方式)

☆シルバーピアの募集対象は、65歳以上の単身者または2人世帯です。

☆ポイント方式による募集は、抽選をしないで、書類審査や実態調査をした上で、住宅に困っている度合いの高い人から順に入居予定者として登録するもので、ひとり親（母子・父子世帯）・高齢者・心身障害者・多子・車いす使用者世帯等に限った募集です。

☆詳しくはホームページをご覧ください。

※上記の他に、毎月募集、随時募集（家族向）も行っています。

(3) 使用料

世帯の所得と住宅のある地域及び住宅の広さ等に応じて算定されます。

(4) 入居者募集方法

「広報東京都」に掲載します。募集期間中に配布する「募集案内」をご覧ください。

★問い合わせ先 東京都住宅供給公社（JKK 東京）

〔定期募集〕 JKK 東京 都営住宅募集センター ☎3498-8894 FAX 3409-4527

テレホンサービス ☎6418-5571 (テープ案内)

ホームページ <https://www.to-kousya.or.jp/>

〔随時募集〕 JKK 東京 随時募集専用ダイヤル ☎5467-9266

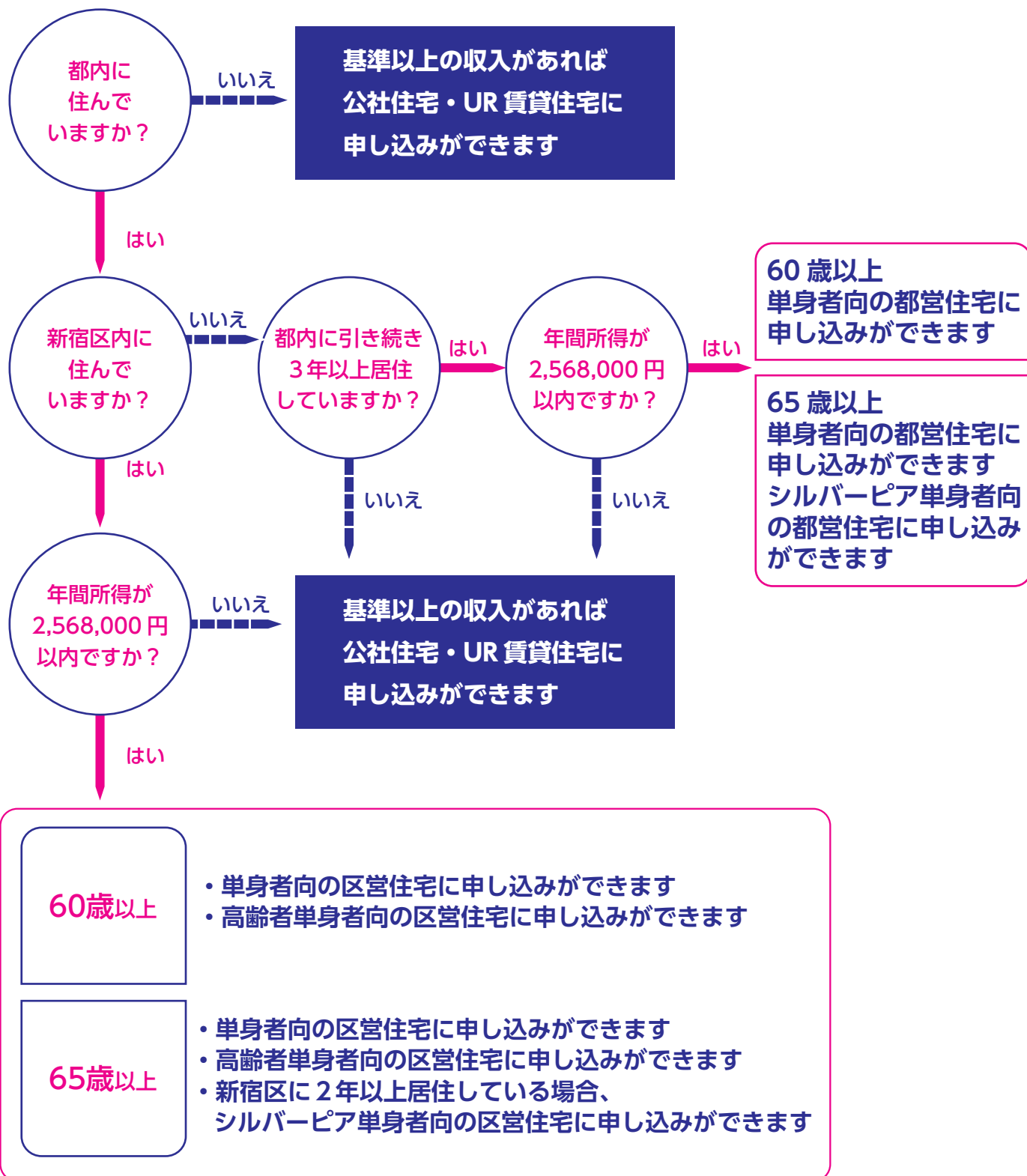
ホームページ https://www.to-kousya.or.jp/toeibosyu/index_zuiji.html

〔毎月募集〕 JKK 東京 都営住宅募集センター ☎3498-8894

ホームページ https://www.to-kousya.or.jp/toeibosyu/index_maituki.html

(3) 単身者（原則60歳以上）の方の公共住宅の応募資格確認図

スタート



上記の条件は主なもので、ほかにもいろいろ条件があり、応募資格が無い場合もあります。
詳しくは各住宅の問い合わせ先におたずねください。

(4) 子育て住宅（特定住宅）

中堅所得者（一定の所得基準内）の子育て世帯を対象とした賃貸住宅です。

（子育て住宅一覧は12ページをご覧ください）

(1) 共通使用資格

- ・世帯が、独立して日常生活を営めること
- ・申込者及び同居し、または同居しようとする親族（事実婚、婚約者・里親ファミリー・パートナーを含みます）が、住民税を滞納していないこと
- ・住宅に困っていること（原則として、住宅または土地を所有している方や公的な住宅の入居者ではないこと）
- ・申込者及び同居し、または同居しようとする親族が暴力団員でないこと
- ・下記の所得基準表の基準内であること

家族数	年間所得金額
	子育て住宅
2人	2,276,000 ～ 12,068,000
3人	2,656,000 ～ 12,448,000
4人	3,036,000 ～ 12,828,000

※5人以上の場合は1人につき38万円を加算してください。

※家族数は、申込者本人を含みます。里親ファミリー、東京都パートナーシップ宣誓制度の証明を受けたパートナーシップ関係にある方も入居できます。

※年間所得金額とは、所得税法上の所得金額をいい、給与所得控除後または必要経費控除後の前年中の所得金額から特別控除（所得税法上の老人扶養、特定扶養や、障害者、寡婦、ひとり親に該当する場合、一定の金額を控除します。）の金額を差し引いた後の金額です。

※家族に所得（パート・アルバイト含む）のある方が2人以上いる場合、合算した金額で確認してください。

(2) 子育て住宅（特定住宅）

① 使用資格

国内に居住し、20歳未満の児童を扶養していること

② 使用許可の期間

最長5年間 期間満了後も資格要件等により、引き続き子育て住宅を使用できる場合があります。ただし、各住宅の管理期間を限度とします。

③ 使用許可の方法

定期使用許可（定期借家）

④ 使用料

定額 住宅により異なりますが、10万円から18万円程度です。

(3) 入居者募集方法

随時募集を行っています。空き室状況により募集戸数等は変わります。詳しくは区ホームページをご覧ください。

★問い合わせ先 新宿区都市計画部 住宅課区立住宅管理係 ☎5273-3787 FAX 3204-2386



子育て住宅

子育て住宅（特定住宅）一覧

令和7年4月1日現在

名称	所在地	管理戸数
ヒルズ牛込	弁天町 143	5
カーサ・ステラ	西早稲田 3 - 4 - 8	7
ドゥ・マイ・ベスト	中井 1 - 10 - 4	1
ガーデンヒルズ福室	中落合 4 - 20 - 3	3
ディアコート3	上落合 3 - 19 - 18	5
ミモザマンション	下落合 2 - 8 - 5	3
重田マンション	西落合 1 - 21 - 22	6
リリエンハイム新宿	富久町 38 - 17	8
ファミーユ北新宿	北新宿 4 - 36 - 6	20
高田馬場コーポラス	高田馬場 3 - 42 - 1	1
リバーサイドマンション	中落合 1 - 1 - 18	20
ファミーユ矢来町	矢来町 18 - 1	11
六和第2コーポ	百人町 1 - 6 - 23	10
余丁町 NS ビル	余丁町 13 - 4	33
金子ビル	新宿 5 - 13 - 6	10
ドミシール市ヶ谷	細工町 1 - 19	11
ファミーユ柏木	北新宿 3 - 27 - 6	1
シンエーマンション	西新宿 5 - 18 - 18	10
六和第5コーポ	百人町 1 - 6 - 28	10
沖本マンション	新小川町 3 - 15	16
六和第3コーポ	百人町 1 - 6 - 25	10
かぶらや	高田馬場 1 - 19 - 4	10
ベネッセレ目白	下落合 4 - 20 - 18	13
早稲田ヒルズ	弁天町 168	11
蜀江坂ハウス	北新宿 2 - 4 - 25	53
不二ビル	内藤町 1	10
パローネ新宿	大久保 2 - 15 - 23	10
住吉町コーポラス	住吉町 15 - 3	10
モデラート	市谷台町 1 - 3	17
臼井マンション	新小川町 2 - 2	11
南榎町ハイツ	南榎町 38	11
ボン・ルイズ四谷	四谷三栄町 15 - 11	10
リユー・ド・ラ・ポンプ若松町	若松町 17 - 16	10
子育て住宅合計 33 団地 377 戸		377

※この住宅一覧は入居者を募集している一覧ではありません。
 ※空室状況の問い合わせには応じられませんのでご了承ください。
 ※戸数・種別は変更される場合があります。
 ※住戸の間取りについて

間取り…2DK～4DK
 詳しい間取りは空家募集のご案内で平面図を掲載します。

(5) 都民住宅

中堅所得者（一定の所得基準内）の方を対象とした東京都が供給する賃貸住宅です。

(1) 主な申込資格

- ・日本国内に居住していること。ただし、東京都が建設した住宅（都施行型）の場合は都内に居住している方に限ります
- ・同居親族がいること
- ・世帯の所得が一定の基準内であること
- ・現に自ら居住するための住宅を必要としていること
- ・申込者（同居親族を含む）が暴力団員でないこと

(2) 使用料

世帯の所得と住宅のある地域及び住宅の広さ等に応じて算定されます。

(3) 入居者募集方法

「広報東京都」に掲載します。詳しくは、下記へお問い合わせください。

先着順募集のほか、一部抽選で募集する住宅があります。

★問い合わせ先 東京都住宅供給公社（JKK 東京） 都営住宅募集センター

☎3498-8894（都施行型） ホームページ <https://www.to-kousya.or.jp/>

※テレホンサービス ☎6418-5571（テープ案内）

(6) 公社住宅

中堅所得者向けの賃貸住宅です。

(1) 主な申込資格

- ・同居親族がいること（一部の住宅は単身者でも申込みできます。）
- ・月収基準を満たしている方
- ・現に住宅に困っていて、自ら居住する住宅を必要とする方

(2) 使用料

住戸毎に公社が定めています。

(3) 入居者募集方法

ホームページに掲載します。詳しくは、下記へお問い合わせください。

先着順募集のほか、一部抽選で募集する住宅があります。

★問い合わせ先 東京都住宅供給公社（JKK 東京） 公社住宅募集センター

☎3409-2244 ホームページ <https://www.to-kousya.or.jp/>

(7) UR 賃貸住宅

中堅所得者向けの賃貸住宅です。高齢者向け優良賃貸住宅等もあります。

(1) 主な申込資格

- ・継続して自ら居住するための住宅を現に必要とする方
- ・申込み本人の毎月の平均収入額が、基準月収額以上あること

(2) 使用料

住戸毎に定めています。

(3) 入居者募集方法

ホームページに掲載しています。詳しくは、下記へお問い合わせください。

★問い合わせ先 独立行政法人都市再生機構 UR 新宿営業センター

☎3347-4330 ホームページ <https://www.ur-net.go.jp/>

Ⅱ

高齢者・障害者・ひとり親世帯への相談・支援

(1) 住み替え居住継続支援

定期建物賃貸借契約終了に伴う住宅の明け渡しは対象外です。

居住する区内の民間賃貸住宅の取り壊し等に伴う立退きにより転居を余儀なくされている世帯に、転居に要する費用の一部を助成し、区内での住み替え居住を支援します。転居先となる民間賃貸住宅の賃貸借契約前に予定登録申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

(1) 対象世帯の主な資格要件

- ① 次のア～ウのいずれかに該当し、入居する全員が、予定登録申請日に区内に居住し、住民登録していること
 - ア 高齢者世帯 65 歳以上の単身世帯または 65 歳以上の方を含む 60 歳以上のみの世帯
 - イ 障害者世帯 次のいずれかの手帳の交付を受けている方を含む世帯
 - 身体障害者手帳 1 級～4 級 愛の手帳 1 度～3 度 精神障害者保健福祉手帳
 - ウ ひとり親世帯 父または母のいずれかひとりが、18 歳未満の児童と同居し養育している世帯
- ② 1 年以上居住している区内の民間賃貸住宅を立退き、別の区内民間賃貸住宅へ転居すること
- ③ 前年の所得金額が一定の金額以下であること
- ④ 立退きに係る金銭補償が 2,568,000 円以内であること
- ⑤ 生活保護法等に規定する給付を受給中の世帯でないこと

(2) 助成内容

- ① 引越し費用の一部（限度額 150,000 円）
- ② 住み替え後に家賃が上昇した場合の差額の一部（限度額 単身世帯 36 万円 2 人以上世帯 54 万円）

★問い合わせ先 新宿区都市計画部 住宅課居住支援係 ☎5273-3567 FAX 3204-2386

(2) 家賃等債務保証料助成（高齢者等入居支援）

区民の区内の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、新たに保証委託契約をする入居時等の保証料及びその継続時の保証料の一部を助成します。また、区と協定を結んでいる保証会社をあっ旋します。詳しくはお問い合わせください。

(1) 助成対象世帯

- 次のア～ウのいずれかに該当し、入居する全員が保証委託契約日等の前日に区内に居住し住民登録していて、前年度の住民税を滞納していないこと
- ア 高齢者世帯 60 歳以上の方のみの世帯
 - イ 障害者世帯 次のいずれかの手帳の交付を受けている方を含む世帯
 - 身体障害者手帳 1 級～4 級 愛の手帳 1 度～3 度 精神障害者保健福祉手帳
 - ウ ひとり親世帯 父または母のいずれかひとりが、18 歳未満の児童と同居し養育している世帯
 - エ ア、イ、ウに準ずる世帯 準ずるものとして区長が認める世帯

*生活保護または中国残留邦人等の支援給付を受けている世帯は、助成対象外です。

(2) 助成内容、申請書提出期限

- 〔助成額〕：保証料と、次の助成限度額を比較して低い金額
 単身世帯 36,000 円 2 人以上世帯 45,000 円
- 〔助成期間〕：最長 10 年間
- 〔申込方法〕：随時受付。申請期限は、保証委託契約日等の翌日から 1 年以内

(3) あっ旋対象世帯（次の①～③のすべてを満たす世帯）

- ① 次のア～エのいずれかに該当し、入居する全員が、あっ旋申込日の前日に区内に居住し住民登録していること

- ア 高齢者世帯 60 歳以上の方のみの世帯
 イ 障害者世帯 次のいずれかの手帳の交付を受けている方を含む世帯
 身体障害者手帳 愛の手帳または療育手帳 精神障害者保健福祉手帳
 ウ ひとり親世帯 父または母のいずれかひとりが、18 歳未満の児童と同居し養育している世帯
 エ ア、イ、ウに準ずる世帯 準ずるものとして区長が認める世帯
 ② 区内の民間賃貸住宅への入居または賃貸借契約を更新すること
 ③ 緊急連絡先（親族、友人、知人等）があること

★問い合わせ先 新宿区都市計画部 住宅課居住支援係 ☎5273-3567 FAX 3204-2386

(3) 高齢者住宅財団の「家賃債務保証制度」

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、外国人世帯、解雇等による住居退去者世帯、登録住宅入居者世帯の方が賃貸住宅に入居する際の家賃債務等を保証し、高齢者住宅財団が連帯保証人の役割を担うことで、賃貸住宅への入居を支援します。賃貸住宅の家主の方は家賃の不払いに係る心配がほとんど無くなり、安心して入居していただくことができます。区の家賃等債務保証料助成（P14-（2）参照）対象世帯には、保証料の一部を助成します。

★問い合わせ先 （一財）高齢者住宅財団 ☎6880-2781

ホームページ https://www.koujuuzai.or.jp/service/rent_guarantees/

(4) 入居者死亡時の残存家財整理費用等の保険料助成（高齢者等入居支援）

賃貸人が単身高齢者の入居受け入れの際に抱える入居者死亡への不安を取り除くため、賃貸人・入居者等を対象として、単身高齢者の借家内での死亡に伴い発生する残存家財整理費用等をカバーする保険の保険料の一部を助成します。要件等詳しくはお問い合わせください。

(1) 助成対象者

- ①に掲げる方を対象とする②の保険の保険料を支払う家主、不動産会社または入居者
 ① 区内の民間賃貸住宅に入居する 60 歳以上の単身世帯の新規入居者
 区内の住宅セーフティネット法上の登録住宅に入居している 60 歳以上の単身世帯の方
 ② 残存家財整理費用・居室内修繕費用・空き家となったことによる逸失家賃 のいずれかを補償する保険

(2) 助成内容、申請書提出期限

[助成額]：保険料と、助成限度額 1 住戸当たり年額 6,000 円を比較して低い金額
 （対象は単身高齢者の入居する住戸のみ）

[助成期間]：最長 10 年間

[申込方法]：随時受付。申請期限は、保険料の助成を受ける資格を備えた日の翌日から 1 年以内

★問い合わせ先 新宿区都市計画部 住宅課居住支援係 ☎5273-3567 FAX 3204-2386

(5) 住宅相談（住み替え相談・不動産取引相談）

区内の不動産業団体から派遣された住宅相談員（宅地建物取引士）による相談を行います。

相談は予約制（電話または窓口で予約を受け付けます）ですが、相談枠に空きがあれば、予約なしでご利用いただけることがあります。

相談日：第 1～第 4 木曜日及び金曜日（祝日等を除く）

①午後 1 時～2 時 ②午後 2 時～3 時 ③午後 3 時～4 時

相談場所：区役所本庁舎 7 階住宅課

相談内容：ア 住み替え相談 自ら住み替え先を探すことができない高齢者や障害者等が、制限を受けずに民間賃貸住宅に入居できるように空き物件情報を提供します。

イ 不動産取引相談 民間賃貸住宅の賃貸借契約に係る困り事の相談や一般の不動産の売買等の取引や賃貸借契約等の相談に助言します。

★問い合わせ先 新宿区都市計画部 住宅課居住支援係 ☎5273-3567 FAX 3204-2386

(6) 東京都防災・建築まちづくりセンターの「あんしん居住制度」

東京都にお住まいの高齢者等とご家族、大家さんなど、みなさまの不安を解消するため、次の3つのサービスを提供します。

- ①見守りサービス：お住まいに設置する「生活リズムセンサー」「緊急通報装置」「携帯用ペンダント」により24時間安否を見守り、緊急時の対応を行います。
- ②葬儀の実施：お亡くなりになった後、葬儀を行います。(通夜、告別式などを除く。)
- ③残存家財の片付け：お亡くなりになった後、室内の家財(貴重品以外)の片付けを行います。

★問い合わせ先 (公財)東京都防災・建築まちづくりセンター あんしん居住担当

☎5989-1784 FAX 5989-1816

ホームページ <https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/sumai/anshin/>

III

サービス付き高齢者向け住宅・住宅セーフティネット制度

(1) サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅とは、高齢者単身世帯・夫婦世帯等が安心して居住できる賃貸等の住まいです。原則、各専用部分の床面積が25㎡以上、水洗便所、洗面設備、収納設備、台所、浴室を備えたバリアフリー構造の住宅で、安否確認や生活相談、緊急時対応サービスを提供します。法で定められている登録基準に基づき都道府県等がサービス付き高齢者向け住宅の登録を行います。

住宅の家賃・敷金等の金額、サービス内容については、下記のホームページで閲覧できます。

★問い合わせ先 登録事業及び住宅の概要：(公財)東京都福祉保健財団 事業者支援部 運営支援室
高齢者住宅担当

☎3344-8637 FAX 3344-8596

ホームページ <https://www.fukushizaidan.jp/303satsuki/>

各住宅の詳細：サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム

ホームページ <https://www.satsuki-jutaku.jp/index.php>

(2) 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度

住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等)の入居を拒まない住宅として、賃貸住宅の賃貸人の方は、都道府県・政令市・中核市にその賃貸住宅を登録することができます。都道府県等では、その登録された住宅の情報を、住宅確保要配慮者の方々等に広く提供します。その情報を見て、住宅確保要配慮者の方々が、賃貸人の方に入居を申し込むことができるという仕組みです。

★問い合わせ先 住宅の登録について：(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター

☎5989-1791

各住宅の詳細：セーフティネット住宅情報提供システム

ホームページ <https://safetynet-jutaku.mlit.go.jp/guest/index.php>

IV

家賃等の助成制度

(1) 民間賃貸住宅家賃助成

定住化の促進等を目的に、区内の民間賃貸住宅に居住する子育てファミリー世帯の家賃負担を軽減します。

(1)申請資格〔家主が親族の場合や、公的住宅等入居者は対象外です〕

(※資格が変更されることがありますので、募集要項でご確認ください)

- ・義務教育修了前の児童を扶養し、同居している世帯
- ・区内の民間賃貸住宅に居住している世帯
- ・現在及び過去に受給者又はその配偶者として本制度の適用を受けていないこと
- ・申込年度に、多世代近居同居助成及び次世代育成転居助成による、「予定登録申請中」「予定登録決定」「助成中」のいずれにも該当しないこと（「予定登録決定」については、申込年度の10月1日前に有効期間が満了しているものを除く）
- ・世帯の総所得が、520万円以下であり、家賃が22万円以下の世帯
- ・住民税及び家賃の滞納がなく、生活保護等を受けていない世帯 など

(2)助成の内容

〔助成額〕：月額3万円を最長5年間助成（3万円に満たない場合は実費）

(3)応募の方法

随時募集ではなく、期間を定めて募集します（例年10月上旬頃）。募集期間や応募の方法については、「広報新宿」等で発表します。募集数を応募数が上回った場合、抽せんとなります。

★問い合わせ先 新宿区都市計画部 住宅課居住支援係 ☎5273-3567 FAX 3204-2386

(2) 多世代近居同居助成

一定の要件を満たす子世帯とその親世帯が、新宿区内で新たに近居[※]または同居を開始する際の、初期費用の一部を助成する制度です。

※当事業における「近居」とは、子世帯とその親世帯が新宿区内に居住することをいいます。

(1)対象世帯の資格要件（次のすべてに該当する世帯）

- ・子世帯またはその親世帯が、次のア～ウのいずれかに該当していること
 - ア 義務教育修了前の児童を扶養し、同居している世帯
 - イ 65歳以上の方を含む60歳以上の方のみで構成する世帯
 - ウ 要介護度1～5、身体障害者手帳4級以上、愛の手帳4度以上または精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する方を含む世帯
- ・子世帯またはその親世帯のどちらか一方が区内に1年以上居住していること
- ・住民税を滞納していないこと
- ・生活保護等を受けていないこと
- ・世帯の前年の年間総所得が下記の表に定める基準以下であること など

扶養親族の人数	所得金額（円）	扶養親族の人数	所得金額（円）
0人	5,020,000	2人	5,780,000
1人	5,400,000	3人	6,160,000

※以降、4人以上の場合は1人につき38万円ずつ加算

(2)対象住宅の要件（次のすべてに該当する住宅）

- ・転居後の住宅が住宅の用に供し区内に所在する民間賃貸住宅または私宅（住宅取得等）であること
- ・転居後の住宅が建築基準法に規定する新耐震設計基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行の構造基準）に適合している住宅であること
- ・転居後の住宅において住宅の用に供する部分の専有面積が、別に規定する最低居住面積を満たしていること など

(3)助成の内容

〔住替えに伴う初期費用の一部〕：不動産登記費用、住宅の契約に要する仲介手数料、礼金及び権利金並びに引越業者を利用した際の引越し代
（限度額：複数世帯 20 万円、単身世帯 10 万円）

(4)申込について

先着順で予定登録を受け付けます。（予定数に達した時点で締め切ります。）

新たな住宅の契約前かつ引越し前に「予定登録申請」が必要です。申請に必要な書類等の詳細は、お問い合わせいただくか、下記窓口及びホームページで配布のパンフレットをご覧ください。

★問い合わせ先 新宿区都市計画部 住宅課居住支援係 ☎5273-3567 FAX 3204-2386

(3) 次世代育成転居助成

義務教育修了前の児童を扶養する世帯が、新宿区内で民間賃貸住宅を住み替える際の、費用の一部を助成します。

(1)対象世帯の資格要件（次のすべてに該当する世帯）

- ・義務教育修了前の児童を扶養し、同居している世帯
- ・区内に 1 年以上居住していること
- ・申込時に区内民間賃貸住宅に居住していて、区内民間賃貸住宅に転居を予定している（自己所有の物件にお住まいの場合や、公的住宅・社宅等にお住まいの場合、家主が親族の場合は対象外です。）
- ・住民税を滞納していないこと
- ・生活保護等を受けていないこと
- ・世帯の前年の年間総所得が下記の表に定める基準以下であること など

扶養親族の人数	所得金額（円）	扶養親族の人数	所得金額（円）
1 人	5,400,000	3 人	6,160,000
2 人	5,780,000	4 人	6,540,000

※以降、5 人以上の場合は 1 人につき 38 万円ずつ加算

※離婚等により新たにひとり親となる場合は、現在お住まいの住宅の要件等が緩和される場合があります。詳細はお問い合わせください。

(2)対象住宅の要件（次のすべてに該当する住宅）

- ・住宅の用に供し区内に所在する民間賃貸住宅であること
（住宅取得の場合や公的住宅・社宅等に入居の場合、家主が親族の場合は対象外です。）
- ・転居後の住宅が建築基準法に規定する新耐震設計基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行の構造基準）に適合している住宅であること
- ・転居後の家賃が別に規定する金額（例：4 人世帯まで 18 万円以下）であること
- ・転居後の住宅において、住宅の用に供する部分の専有面積が、別に規定する最低居住面積を満たしていること など

(3)助成の内容

〔引越し費用〕：引越業者を利用した際の引越し代（限度額 10 万円）

〔家賃差額〕：転居前後の家賃の差額（上昇分）を最長 2 年間助成（月額上限 3 万 5 千円）

※助成の継続にあたり、年度毎に審査を行います。

(4) 申込みについて

先着順で予定登録を受け付けます。(予定数に達した時点で締め切ります。) 新たな住宅の契約前かつ引越し前に「予定登録申請」が必要です。申請に必要な書類等の詳細は、お問い合わせいただくか、下記窓口及びホームページで配布のパンフレットをご覧ください。

★問い合わせ先 新宿区都市計画部 住宅課居住支援係 ☎5273-3567 FAX 3204-2386

(4) 災害時居住支援

災害により住宅に居住できなくなった世帯が一時的な居住先を確保した場合に、かかった費用の一部を助成する制度です。

(1) 申込資格 (次のすべての要件を満たす方)

- ・火災、水害等で、住んでいた住宅に居住できなくなった世帯
- ・被災日から 30 日以内に区内に一時的な居住先を確保した世帯
- ・被災時に新宿区内に居住していた世帯
- ・生活保護等を受給していない世帯

(2) 対象となる居住先

区内のアパート・マンションなど民間賃貸住宅、ホテル・旅館など一時宿泊施設

※社宅、2 親等以内の親族所有の物件、公営住宅、公社住宅・UR 住宅等公的住宅、友人宅に間借りなどの場合は対象になりません。

(3) 助成の内容

単身者世帯は入居一日当たり 5,000 円、2 人以上の世帯は入居一日当たり 6,000 円を上限に、実費を助成します。助成期間は 60 日が限度です。

(4) 申込方法

随時受け付けていますので居住先を確保した後、被災日から 40 日以内に住宅課に申請してください。

★問い合わせ先 新宿区都市計画部 住宅課居住支援係 ☎5273-3567 FAX 3204-2386

V

マンションに関する相談・支援・施策

マンションに関する施策については、「新宿区のマンション施策一覧」も併せてご覧ください。



(1) マンション管理相談

新宿区内にある分譲マンションの区分所有者、賃貸マンションの所有者などを対象に、管理組合の運営やマンションの維持管理などについて無料で相談に応じます。相談は予約制です。事前に電話で予約してください。予約受付は相談の 2 日前（祝日の場合はその前日）までになります。（賃貸マンションの場合は建物の維持管理に関する相談のみ）

相談日：毎月第 2・4 金曜日（祝日等を除く）

相談時間：①午後 1 時～2 時 20 分 ②午後 2 時 30 分～3 時 50 分

相談場所：区役所第 1 分庁舎 2 階 区民相談室

相談員：新宿区マンション管理相談員（マンション管理士、一級建築士、弁護士などの資格を持つ者、及びマンション問題に知見を有する専門家）

★問い合わせ先 新宿区都市計画部 住宅課居住支援係 ☎5273-3567 FAX 3204-2386

(2) マンション管理相談員派遣

新宿区内にある分譲マンションの管理組合、賃貸マンションの所有者などを対象に、管理組合の運営やマンションの維持管理などについて、無料で相談員を派遣します。派遣日の2週間前までに申請が必要になります。(賃貸マンションの場合は建物の維持管理に関する相談のみ)

派遣時間：1回あたり2時間

派遣回数：同一マンションにおいて年度内3回を限度とします。

相談員：新宿区マンション管理相談員（マンション管理士、一級建築士、弁護士などの資格を持つ者、及びマンション問題に知見を有する専門家）

★問い合わせ先 新宿区都市計画部 住宅課居住支援係 ☎5273-3567 FAX 3204-2386

(3) 東京都の分譲マンション総合相談窓口

都内の分譲マンションの管理や建替え、改修に関する様々な相談や助成制度の紹介、管理状況届出制度に関することに、専門家のマンション管理士が総合的に応えます。(相談料無料、来所は要予約)

相談日時：月曜日～金曜日、第1土曜日及び第3日曜日（祝日及び年末年始休みを除く）

午前9時～午後5時（水曜日は午後7時まで・メール、FAX、対面での相談（要電話予約）
の他、Web相談（Zoomを使用、1週間前までに要メール予約）あり

★問い合わせ先 (公財)東京都防災・建築まちづくりセンター ☎6427-4900 FAX 6427-4901

(4) (公財) マンション管理センター

分譲マンションの管理に関する相談に応じています。

①管理組合の運営、管理規約等の相談

②建物・設備の維持管理に関する相談

相談日時：月曜日～金曜日（祝日及び年末年始休みを除く） 9：30～17：00

※窓口相談の場合は事前予約が必要

★問い合わせ先 千代田区一ツ橋2-5-5 岩波書店一ツ橋ビル7階

☎(①に関すること)3222-1517 (②に関すること)3222-1519

(5) 分譲マンション無料なんでも相談

マンション管理士が、管理組合の運営等や建物の維持保全等、分譲マンションのことについて、なんでも相談に応じます。(予約不要)

相談日：毎月第1・3水曜日（祝日を除く）午後1時～4時

相談場所：区役所 本庁舎1階ロビー

★問い合わせ先 東京都マンション管理士会新宿支部 ☎090-1033-9386

(6) マンション管理計画認定制度及び関連事業

マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、適切な計画を有するマンションとして、区から認定を受ける制度です。認定を受けることで、管理組合による自主的な取組が推進されるほか、市場で高く評価されるなどのメリットが期待されます。また、住宅金融支援機構による金利等の優遇を受けることができます。また、認定の取得を支援・促進するために以下の事業を実施しています。

①管理計画認定取得促進補助

認定を取得した区内分譲マンションの管理組合が新たに宅配ボックスを設置する費用を補助します。

②管理計画認定支援手続きサービス手数料補助

管理組合が管理計画の認定申請を行う際、(公財) マンション管理センターが運営するマンション管理計画認定手続き支援サービスを利用するにあたって発生するシステム利用料及び事前確認審査料を補助します。

★問い合わせ先 新宿区都市計画部 住宅課居住支援係 ☎5273-3567 FAX 3204-2386

(7) 長期修繕計画作成費等補助

区内分譲マンションの管理組合が長期修繕計画の作成または見直しを専門家等に委託する費用を補助します。

★問い合わせ先 新宿区都市計画部 住宅課居住支援係 ☎5273-3567 FAX 3204-2386

(8) マンション改良工事助成 (東京都)

分譲マンションの適正な維持管理の促進を目的として、建物の共用部分の外壁塗装や屋上防水、バリアフリー化など、計画的に改良・修繕する管理組合に対し、(独)住宅金融支援機構と連携した助成(利子補給)を実施するものです。

(1) 申込資格〔すべての条件を満たしていることが必要です〕

- ・都内に所在する耐火構造の分譲マンションの管理組合であること。
- ・(独)住宅金融支援機構の「マンション共用部分リフォーム融資」を受け、かつ(公財)マンション管理センターの債務保証を受けること。(住宅金融支援機構の融資のページ参照)
- ・融資金の償還方法は元利均等月賦償還であること。
- ・本制度による申込み(平成23年度以降の申し込みに限る。)が2回目以上で、いずれかの申込みの交付決定時から10年以上経過しており、当該申込みの交付決定時に管理規約や長期修繕計画等の改善指導を受けている場合は、当該改善指導事項を改善していること。
- ・旧耐震基準のマンションについては、耐震診断を対象にリフォーム融資を受ける場合を除き、耐震診断を実施していること。ただし、本制度による申込みが2回目以上の場合は、簡易な耐震診断により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していないと判断されたものは対象外。
- ・「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」(以下「マンション管理条例」という。)に基づく要届出マンションは管理状況の届出を行っているもの。

(2) 利子補給対象額

リフォーム融資の予約金額、工事費、工事費から補助金を差し引いた金額のいずれか最も低い額を限度とします。

(3) 利子補給額

(独)住宅金融支援機構の金利が1%(1%未満の場合は、当該金利)低利になるよう、都が管理組合に対し利子補給します。

(4) 利子補給期間

「マンション共用部分リフォーム融資」の返済期間とします。(最長20年間)

(5) その他

上記は令和6年度の内容です。助成内容等、変更になる場合があります。詳細は下記へお問い合わせください。

★問い合わせ先 東京都住宅政策本部民間住宅部 マンション課 ☎5320-7532
ホームページ <https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/>
住宅金融支援機構 マンション・まちづくり支援部 マンション・まちづくり融資グループ ☎5800-9366
ホームページ <https://www.jhf.go.jp>

(9) マンション共用部分リフォーム融資

(住宅金融支援機構)

管理組合が実施する共用部分のリフォーム工事や耐震改修工事などの工事費用が対象となる融資です。また、専門家による調査設計の実施、耐震診断の実施、長期修繕計画の作成等に要する費用のみの場合も対象となります。

(1) 主な特徴

- ・法人格の有無を問いません（法人格のない管理組合も申込みできます）
- ・（公財）マンション管理センターの保証を受けることで、担保は不要です。
- ・全期間固定金利（借入申込み時点の金利が適用されます。）
- ・返済期間は原則として1年～10年（年単位）ですが、耐震改修工事等一定の工事を行う場合、最長20年間とすることができます。
- ・耐震改修工事、浸水対策工事又は省エネルギー対策工事を行うことにより、融資金利を年0.2%引き下げます。
- ・マンションすまい・る債^{*1}の積立てにより、融資金利を年0.2%引き下げます。
- ・マンション管理計画認定^{*2}の取得により、融資金利を年0.2%引き下げます。
※1 大規模修繕に向けた修繕積立金の計画的な積立てをサポートするマンション管理組合のための利付10年債券です。
※2 「マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）」に定める管理計画を作成し、都道府県等の長の認定を受けていることが必要です。

(2) その他

お申込の要件を満たしている場合であっても、審査の結果、お客さまのご要望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。詳しくは下記問い合わせ先におたずねください。

★問い合わせ先 住宅金融支援機構 マンション・まちづくり支援部 マンション・まちづくり融資グループ
☎5800-9366 ホームページ <https://www.jhf.go.jp>

(10) 子育て支援型共同住宅推進事業

(国土交通省)

マンションや住宅のベランダから子どもが転落する事故が発生しています。

国では共同住宅（賃貸住宅、分譲マンション）を対象に転落防止や防犯対策など子どもの安全にかかわる対策費用を補助する制度があります。

★問い合わせ先 国土交通省 ☎5253-8111

ホームページ

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000127.html

VI

住宅の建設・改修・購入、不動産取引に関する相談・支援

(1) 住宅資金融資相談

住宅の建設、購入や増改築に住宅ローン等の利用を考えている方向けにローンの仕組みを説明し、住宅ローン等の利用に際しての助言をします。＊金融機関の窓口や金融商品の紹介、あっせんは行いません。相談は予約制です。相談日の週の火曜日までに予約してください。

相談日：5月、11月の第3金曜日（祝日等を除く）①午後1時～2時 ②午後2時15分～3時15分

相談場所：区役所第1分庁舎 2階 区民相談室

相談員：ファイナンシャル・プランニング技能士

★問い合わせ先 新宿区都市計画部 住宅課居住支援係 ☎5273-3567 FAX 3204-2386

(2) 無料不動産相談所

売買や賃貸等の不動産取引に関する相談を受け、助言します。

相談日：第2水曜日（祝日等を除く）午後1時～4時

相談場所：区役所本庁舎1階ロビー

★問い合わせ先 公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 第七ブロック ☎6258-5205

(3) 東京都不動産相談

消費者の方からの相談に応じるため不動産業課内に、3つの相談窓口を設けています。

①賃貸住宅に関する相談、不動産取引の事前相談

賃貸ホットライン ☎5320-4958（直通）

〔電話相談〕：都庁開庁日 9時～17時30分

〔面談相談〕：※要予約（電話による事前予約制（予約は相談日の1週間前から電話で受付））

〔電話予約〕：都庁開庁日 9時～17時30分

〔相談時間〕：都庁開庁日 10時～12時、13時～16時（面談時間は30分）

〔相談窓口〕：新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎3階北側 不動産業課内

②不動産取引（売買・賃貸）のうち、宅地建物取引業法の規制対象となる内容についての相談

指導相談担当 ☎5320-5071（直通）

〔電話相談〕：都庁開庁日 9時～17時30分

〔面談相談〕：※要予約（電話による事前予約制（予約は相談日の1週間前から電話で受付））

〔電話予約〕：都庁開庁日 9時～17時30分

〔相談時間〕：都庁開庁日 10時～12時、13時～16時（面談時間は30分）

〔相談窓口〕：新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎3階北側 不動産業課内

③不動産取引紛争等の民事上の無料法律相談（弁護士相談・司法書士相談）

東京都不動産取引特別相談室 ☎5320-5015（直通）

・都民（個人）の方を対象とします。

電話相談及び面談による相談

※どちらも要予約（電話による事前予約制（予約は、弁護士相談 相談日の1週間前、司法書士相談 相談日の1か月前から電話で受付））

〔電話予約〕：都庁開庁日 9時～17時30分

〔相談時間〕：弁護士相談 都庁開庁日 13時～16時（1回の相談時間は20分）

司法書士相談 毎月第3水曜日 13時～16時（1回の相談時間は20分）

〔相談窓口〕：新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎3階北側 不動産業課内 東京都不動産取引特別相談室

(4) フラット35

民間金融機関と住宅金融支援機構が連携して提供する全期間固定金利の住宅ローンです。

(1) 主な申込要件・資金使途

- ・申込時の年齢が満70歳未満の方
- ・日本国籍の方、永住許可を受けている方または特別永住者の方
- ・すべての借入れに関して、年収に占める年間合計返済額の割合が一定基準を満たす方
- ・申込み本人または、その親族の方がお住まいになる新築住宅の建設・購入資金または、中古住宅の購入資金

(2) 借入額・借入金利

100万円以上8,000万円以下（1万円単位）で、建設費または購入価額（非住宅部分に係るものを除く）以内。

借入金利は取扱金融機関により異なります。取扱金融機関及び下記のサイトでご案内しています。

このほかにも、「財形住宅融資」や「リフォーム融資」などがあります。詳しくは下記問い合わせ先におたずねください。

★問い合わせ先 住宅金融支援機構 お客さまコールセンター ☎0120-0860-35
ホームページ

・フラット35について <https://www.flat35.com/>

・「財形住宅融資」や「リフォーム融資」について <https://www.jhf.go.jp/>

(5) 住宅修繕工事等業者のあつ旋

住宅の増改築・修繕等を行う場合、区が窓口となり「新宿区住宅リフォーム協議会」を通じて工務店等をご紹介します。

(1) 対象

区内の住宅の増改築・修繕等を行う方。

(2) 内容

工事の内容を電話でご連絡ください。ご依頼から3日以内（休日を除く）に、依頼に適した工務店や大工さん（施工業者）を選定し、施工業者から申込者にご連絡します。その後、施工業者が直接お宅にお伺いし、工事内容の相談・見積りから契約・施工まで一貫して行います。

★問い合わせ先 新宿区都市計画部 住宅課居住支援係 ☎5273-3567 FAX 3204-2386

(6) リフォーム無料相談

区内の工務店・リフォーム業者の団体が、区内に所有する住宅の増改築・修繕・リフォーム・住まいのお困りごとに関する相談に応じます。（予約不要）

相談日時：第4水曜日（祝日等により開催しない月があります）午後1時～4時

相談場所：区役所本庁舎1階ロビー

★問い合わせ先 新宿区住宅リフォーム協議会 ☎3362-2161

(7) 高齢者向住宅改修費助成

項目	対象者	改修内容	費用	問い合わせ先
介護保険住宅改修	要介護認定「要介護」または「要支援」の方で、自立した日常生活を送るための支援として、住宅改修が必要な方	○手すりの取付け ○段差や傾斜の解消 ○滑り防止等のための床材の変更 ○扉の取替え ○和式便器から洋式便器への取替え等	助成限度額（改修内容によって異なる） 以内でかかった費用の1割、2割または3割 ※限度額超過分は全額自己負担	※改修工事を行う前に申請が必要です。施工前にご相談ください。 新宿区福祉部 介護保険課給付係 ☎ 5273-4176 FAX 3209-6010
自立支援住宅改修	区内に住所がある65歳以上の要介護認定「非該当」の方で、日常生活動作に不安のある方			
住宅設備改修	区内に住所がある65歳以上の要介護認定「要介護」または「要支援」の方で、介護保険の同種類の給付を受けておらず、既存設備の使用が困難である方。 ※ただし、流し・洗面台取替えは、車いすを使用する方に限る。	○浴槽取替え ○流し・洗面台取替え ○和式便器から洋式便器への取替え	※生活保護または中国残留邦人等支援給付を受けている方は、自己負担が生じません（限度額超過分は除く）。	

(8) 建築物等耐震化支援事業

地震災害による区民の皆さんの生命と財産への被害を最小限に留める減災社会を実現するため、建築物等の耐震化を支援する制度です。

条件等詳しくはお問い合わせください。

支援内容

① 木造住宅

（対象建築物）平成12（2000）年5月31日以前に着工した木造2階建て以下の住宅、店舗等併用住宅（延べ面積の過半が住宅であるもの）

・耐震診断：専門の技術者を無料で派遣します。

- ・補強設計：17 万円を限度に費用の一部を助成します。
(詳細耐震診断と補強設計を合わせて実施する場合、30 万円 (詳細耐震診断 /13 万円・補強設計 /17 万円) を限度に費用の一部を助成)
 - ・耐震改修工事：75 万円～ 300 万円を限度に費用の一部を助成します。
 - ・工事監理：20 万円を限度に費用の一部を助成します。
 - ・耐震シェルターの設置：45 万円を限度に費用の一部を助成します。
 - ・耐震ベッドの設置：35 万円を限度に費用の一部を助成します。
- ※障害者等が居住する戸建住宅については、より手厚い助成があります。

② 非木造建築物

(対象建築物) 昭和 56 (1981) 年 5 月 31 日以前に着工した非木造建築物

- ・アドバイザー派遣と簡易耐震診断：専門の技術者を無料で派遣します。
- ・耐震診断と補強設計：各 200 万円を限度に費用の一部を助成します。
- ・耐震改修工事：1,000 万円～1 億円を限度に費用の一部を助成します。
(建物の用途・規模等によって上限額が異なります。)

③ ブロック塀等

(対象となる塀) 安全性が確認できないブロック塀等のうち、耐震性が特に十分でない塀等にアドバイザーを無料で派遣します。

- ・除去：40 万円、100 万円を限度に費用の一部を助成します。

★問い合わせ先 新宿区都市計画部 防災都市づくり課 ☎5273-3829 FAX 3209-9227

★ブロック塀等のアドバイザー派遣の問い合わせ先 新宿区都市計画部 建築調整課
☎5273-3107 FAX 3209-9227

(9) アスベスト対策費助成等

建築物の安全性の向上を目指し、アスベストによる健康被害を予防するために、アスベスト対策費用の助成等を行います。条件等ありますので詳しくはお問い合わせください。

(1) 助成等の対象となる人

区内に助成の対象となる建築物を所有する個人、中小企業の事業者、分譲マンション等の管理組合の代表者等

(2) 助成等の内容

① アスベスト調査員派遣

区が対象建築物にアスベスト調査員を派遣し、吹付け建材についてアスベストの有無を調査します。

② アスベスト含有調査費助成

申請者が実施する吹付け建材のアスベスト含有調査費用を区が助成します (契約前に申請・助成決定が必要、消費税を除く調査費の 10 / 10 相当、ただし上限 25 万円/棟、1,000 円未満の端数は切捨て)。

③ アスベスト除去等工事費助成

申請者が実施する吹付けアスベストの除去 (※)、封じ込め、囲い込みに係る費用の一部を区が助成します。(契約前に申請・助成決定が必要、消費税を除く工事費の 2 / 3 相当、ただし上限一戸建て住宅 50 万円/棟、一戸建て以外の民間建築物 300 万円/棟、1,000 円未満の端数は切捨て)。

※解体または改修に伴い吹付けアスベストを除去する場合は、アスベストの除去に係る費用のみを助成します。

★問い合わせ先 新宿区都市計画部 建築調整課 ☎5273-3544 FAX 3209-9227

VII

その他住宅に関する相談・支援

(1) 住宅用火災警報器のあっせん

平成 22 年 4 月から既存住宅への設置が義務付けられた住宅用火災警報器の購入・取付けを、区と協定を結んだ業者が提供します。

(1) 対象

区内の一般家庭・事業所

(2) 警報機の種類

煙式・熱式。いずれも音声タイプです。〔「火事です、火事です」〕

(3) 申込み

令和 8 年 3 月 31 日までに下表中のあっせん業者へ直接お申込みください。

名称	住所	電話番号	FAX	名称	住所	電話番号	FAX
三興防災工業株式会社	新宿区西新宿 4-12-8	3377-4331	3377-4326	東和防災工業株式会社	新宿区西新宿 6-24-1 西新宿三井ビルディング 12 階	3345-5270	3345-5290
昭和理化学株式会社	新宿区大久保 2-2-18	3209-4043	3209-4609	株式会社日東防火	新宿区新宿 6-7-16	3354-6333	3354-6334
東京防災設備株式会社	新宿区上落合 2-28-7	3363-9761	3363-9765	日東防災設備株式会社	新宿区百人町 1-14-10	3362-3697	3362-3739
東通工業株式会社	新宿区西新宿 7-3-9	3365-2161	3365-2156	光防災工業株式会社	新宿区北新宿 4-19-8 北新宿ビル	3371-1078	3371-1085

(4) 支払方法

業者に直接お支払いください。

(5) その他

区では訪問販売は一切行っていません。区のあっせんに便乗したセールスにご注意ください。区あっせん業者が訪問する場合は、事前に電話連絡のうえお伺いします。

★問い合わせ先 新宿区危機管理担当部 危機管理課地域防災係 ☎5273-3874 FAX 3209-4069
新宿区立防災センター ☎5361-2460 (火曜日・祝日を除く) FAX 5361-2459

(2) 住宅用家具転倒防止器具取付け事業

区が委託する業者がご自宅に伺って設置場所に適した家具転倒防止器具について調査のうえ、取付けを行います。

(1) 対象

新宿区内在住の方。取付けは住宅部分に限ります。

(2) 対象となる家具

タンス、戸棚・棚類、冷蔵庫、テレビ ※区が指定した器具で取付けが可能な家具に限ります。

(3) 費用

事前調査費と取付け費を区が負担します。

器具は利用者負担ですが、災害時要援護者名簿登録者及び生活保護世帯の方は、器具 5 点までが無料になります。(無料は世帯 1 回のみ) 詳しくはお問い合わせください。

★問い合わせ先 新宿区危機管理担当部 危機管理課危機管理係 ☎5273-4592 FAX 3209-4069

(3) その他新宿区の相談事業

相談名	相談内容	相談日時	相談場所	問い合わせ先	QR
不動産登記 無料相談	不動産の登記に関する相談（電話予約制）	毎月第2火曜日 (祝日等を除く) 13時から 16時まで	第一分庁舎 2階 区民相談室	東京司法書士会新宿支部 (登記全般) ☎ 6279-1945 東京土地家屋調査士会新宿支部 (測量境界問題) ☎ 3364-6510	—
建築計画 紛争相談	中高層建築物の建築 計画に係わる日照、 通風及び採光障害な どの相談	月曜から金曜 (祝日等を除く) 8時30分から 17時まで	本庁舎8階 建築調整課	新宿区都市計画部建築調整課 建築紛争調整担当 ☎ 5273-3544 FAX 3209-9227	—
法律相談・ 交通事故相談	法律相談及び交通事 故相談（事前予約制）	毎週水・木曜日 (祝日等を除く) 13時から 15時30分まで	第一分庁舎 2階 区民相談室	新宿区総合政策部区政情報課 広聴係 ☎ 5273-4065 FAX 5272-5500	
建築相談会	建築に関する相談に 一般社団法人東京都 建築士事務所協会新 宿支部の建築士と区 職員が応じます。 (3日前までの予約制)	原則 毎月第2水曜日 (月により異なる 場合があります。) 13:30~16:15の うち1組45分以内	本庁舎3階 302会議室	新宿区都市計画部建築指導課 管理係 ☎ 5273-3732 FAX 3209-9227	
空家等相談会	空家等の維持管理や 利活用に関する事項 (相続・登記・リ フォーム・売買など) 事前予約制	毎月 第1火曜日・ 第3火曜日 (祝日等を除く) 13:30~14:30 又は 14:45~15:45 1組1時間以内	本庁舎8階 建築調整課	都市計画部 建築調整課 ☎ 5273-3107 FAX 3209-9227 環境清掃部 ごみ減量リサイクル課 まち美化係 ☎ 5273-4267 FAX 5273-4070 危機管理担当部 危機管理課 危機管理係 ☎ 5273-4592 FAX 3209-4069	

(4) その他新宿区の助成事業

項目	内容等	問い合わせ先	QR
接道部緑化の助成	道路に面している場所に生垣及び植樹帯をつくる方に造成費用の一部を助成します。既存のブロック塀の撤去費用の一部も助成します。詳しい条件などはお問い合わせください。	新宿区みどり土木部 みどり公園課 ☎ 5273-3924 FAX 3209-5595	
屋上等緑化の助成	既存の建築物または敷地面積が1,000㎡未満の新築・改築工事により、建築物の屋上や壁面を緑化する方に、工事費用の一部を助成します。詳しい条件などはお問い合わせください。	新宿区みどり土木部 道路課 ☎ 5273-3579 FAX 3209-5595	
私道の舗装・ 排水設備工事助成	一般の交通の用に供されている幅員1.5m以上の私道全体における舗装の新設・改修、排水設備の改修に対して、区算定工事費の約80%を助成します。詳しい条件などはお問い合わせください。	新宿区都市計画部 建築指導課指導係 ☎ 5273-3745 FAX 3209-9227	
擁壁及びがけ安全化 対策 工事費助成等	高さ1.5m以上の擁壁の築造（新設または造り替え）に係る無料のコンサルタント派遣や、工事費用の一部を助成します。さらに、土砂災害警戒区域内の安全化対策に係る無料のアドバイザー派遣や工事費用の一部を助成します。詳しい条件などはお問い合わせください。	対象建築物においてエレベーターの防災対策改修工事をする場合に、工事費用の一部を助成します。詳しい条件などはお問い合わせください。	

I 公的住宅に関する
相談・支援

II 高齢者・障害者の
相談・支援

III サービス付き高齢者
向け住宅・住宅セー
フティネット制度

IV 家賃等の助成制度

V マンションに関する
相談・支援・施策

VI 住宅の建設・改修・
購入に関する相談・支援

VII その他住宅に
関する相談・支援

VIII 住宅に関する届出等

IX 関係機関一覧

VIII

住宅に関する届出等

項目	内容等	問い合わせ先	QR
確認申請	建築物を建てる場合、その建築計画が法令等に適合していることについて、確認を受ける必要があります。この確認を受けなければ工事を始めることができません。	新宿区都市計画部 建築指導課指導係 ☎ 5273-3742 FAX 3209-9227	
中間検査申請	階数が3以上の建築物（一定の要件あり）は、工事中に一定の工程に到達した時点で検査を受け、中間検査合格証の交付を受けてください。	新宿区都市計画部 建築指導課指導係 ☎ 5273-3745 FAX 3209-9227	
建築確認を受けた工事完了	建築物の、工事が完了した場合、完了検査を受け、検査済証の交付を受けた後でなければ、原則として使用することができません。	新宿区都市計画部 建築指導課指導係 ☎ 5273-3742 FAX 3209-9227	
定期報告	5階以上の部分が100㎡を超え、かつ、共同住宅部分の面積の合計が1,000㎡を超える共同住宅は、特定建築物の定期報告を3年毎（令和9年度が報告時期です）、防火設備及び建築設備の定期報告を1年毎に報告しなければなりません。昇降機は、ホームエレベーターを除き、1年毎に報告しなければなりません。	新宿区都市計画部 建築調整課 ☎ 5273-4323 FAX 3209-9227	
住宅用家屋証明	家屋の権利に関する登記には登録免許税が課されます。しかし一定の要件を満たし、新宿区発行の住宅用家屋証明書を添付して登記をする住宅用家屋については、租税特別措置法により登録免許税が軽減されます。	新宿区都市計画部 建築指導課管理係 ☎ 5273-3732 FAX 3209-9227	
住居表示の届出	住居表示実施区域内で、新しく建物を建てたときや増改築で出入口を変更するときに行う届出です。この届出によって住所（住居番号）が決まります。建築確認申請とは別の手続きです。	新宿区地域振興部 地域コミュニティ課 住居表示係 ☎ 5273-3521 FAX 3209-7455	
省エネ計画	建築物の新築・増改築を行う場合、その建築計画が省エネ基準に適合していることについて、【適合性判定】を受ける必要があります。	新宿区都市計画部 建築指導課指導係 ☎ 5273-3745 FAX 3209-9227	
地下室等の浸水対策	新宿区洪水ハザードマップに表示された「浸水した場合に想定される水深が0.1メートル以上の区域」で、地下室等を有する建築物を建築しようとする場合には、浸水対策に係る届出書の提出をお願いします。	新宿区都市計画部 住宅課居住支援係 ☎ 5273-3567 FAX 3204-2386	
ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例	区民の円滑な近隣関係の維持と良好な居住環境の形成に資することを目的とし、ワンルームマンションの建築計画に関する基準や管理に関する基準、必要な手続き等を定めています。	新宿区都市計画部 住宅課居住支援係 ☎ 5273-3567 FAX 3204-2386	

IX

関係機関一覧

各種問合せ先

- ・不動産業者の問い合わせ（都知事免許）…… 東京都住宅政策本部民間住宅部不動産業課 ☎5320-5072
- 〃（国土交通大臣免許）…… 国土交通省関東地方整備局建設部建設産業第二課 ☎048-601-3151
- ・建設業者の問い合わせ（都知事許可）…… 東京都都市整備局市街地建築部建設業課 ☎5388-3353
- 〃（国土交通大臣許可）…… 国土交通省関東地方整備局建設部建設産業第一課 ☎048-601-3151
- ・建築士事務所問い合わせ …… （一社）東京都建築士事務所協会 ☎3203-2601
- ・建設工事の請負契約をめぐる紛争 …… 国土交通省不動産・建設経済局建設業課 ☎5253-8111
- ・不動産広告の適正化 …… 東京都都市整備局市街地建築部調整課 ☎5388-3376
- ・印紙税、登録免許税、路線価 …… （公社）首都圏不動産公正取引協議会 ☎3261-3811
- ・固定資産税・不動産取得税 …… 四谷税務署 ☎3359-4451
- ・登記簿の閲覧、請求 …… 新宿税務署 ☎6757-7776
- ・住宅性能表示制度 …… 新宿都税事務所 ☎3369-7162・7164
- ・耐震診断 …… 東京法務局新宿出張所 ☎3363-7385
- ・不動産鑑定 …… （公財）東京都防災・建築まちづくりセンター ☎5989-1938
- （公社）東京都不動産鑑定士協会 ☎6380-0275
- （公社）東京都不動産鑑定士協会 ☎5472-1120

新宿区役所 アクセス

ACCESS



新宿区ホームページ

<https://www.city.shinjuku.lg.jp/>



住宅課ホームページ

<https://www.city.shinjuku.lg.jp/soshiki/401500jutaku.html>



「住宅ガイド」

令和7(2025)年度版
令和7年4月発行

〔編集・発行〕

新宿区都市計画部住宅課
新宿区歌舞伎町1-4-1

〔刊行物作成番号〕 2025-2-4014

この刊行物は、業者委託により4,200部印刷製本しています。その経費として、1部あたり214円(税込み)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。